

日本地球惑星科学連合 40 周年記念事業資金取扱規則

2021年2月1日理事会制定

(総 則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、40周年記念事業資金（以下「資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第2条 この資金は、当連合の公益事業の一層の発展に資する為に、40周年記念事業のための資金を設立し、その運用により得られた利益を含めて事業費に充てることを目的とする。

(資金計画)

第3条 この資金は、当連合の余剰金を財源として令和元年度に100万円、令和2年度に100万円、令和3年度に、100万円、令和4年度に100万円、令和5年度に100万円、令和6年度に100万円、令和7年度に100万円、令和8年度に100万円、令和9年度に100万円、令和10年度に100万円、令和11年度に100万円を積立てる。この資金の積立限度額は、1,100万円とする。ただし毎年度の実際の積立額は、理事会にて検討・決定する

2 この資金は、令和12年度に500万円、令和13年度に300万円、令和14年度に300万円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。ただし、実際の取り崩し額については、理事会にて検討・決定する

(資金の運用方法)

第4条 この資金は特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、定期預金で運用する。

(資金の支出)

第5条 本資金は、以下の項に該当する事業に対して支出することができる。

1. 40周年記念事業の開催に関わる経費と開催に向けた準備と開催報告に関わる経費
2. 40周年記念事業として実施される、セミナーやシンポジウム等の開催に関わる経費
3. 40周年を記念した会員向けサービスの革新的向上に関わる経費

(資金活用の発議)

第6条 第5条に関しては、当連合の40周年記念事業委員会からの発議と理事会の承認に

より、本資金を活用した事業を実施する。

(資金の維持・管理)

第7条 この資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

2 この資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。

3 この資金は第2条及び5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第8条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、令和3年2月1日から施行する。